

海老名市地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令75号）第9条の3の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、海老名市地域公共交通会議を設置する。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委任する。

- (1) 海老名市まちづくり部長
- (2) 市内を運行する一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 市民又は利用者
- (4) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (6) 県道及び市道等の道路管理者
- (7) 神奈川県海老名警察署
- (8) 学識経験者

(9) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 任期期間中の交代があった場合、後任者の任期は、当該前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内で、前条第1項第8号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うことができる。

(交通会議の役員)

第6条 交通会議には、会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議が出席できない場合は、あらかじめ選任し、会長に届け出た代理人にその職務を行わせることができる。

4 会議の議決方法は、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

5 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合、前項の「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替える。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。

7 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議事項の取扱い)

第8条 交通会議で協議が整った事項について、委員及び関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか交通会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。